

令和6年度兵庫県健康財団「がん研究奨励賞」及び「腎研究奨励賞」応募要領

1 奨励の目的等

「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関して専門的研究を行っている個人又は施設に助成奨励することにより、がん及び腎疾患にかかる対策の進展に寄与することを目的とする。

2 対象

「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関する研究で、兵庫県内において、①がんの予防と診断治療に関し基礎、臨床及び公衆衛生、または看護・患者支援・緩和医療等に専門的研究に従事している研究者（医師、技師、看護師等）又は施設 ②腎不全をはじめとし腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関し基礎及び臨床部門で専門的研究に従事している研究者（医師、技師、看護師等）又は施設で、令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間内に開始及び終了する研究を対象とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 40歳以上の者
- (2) 大学・大学院の教授又はこれらに相当する職にある者
- (3) 他から助成金又は奨励金を受けている研究
- (4) 前年度に当奨励賞の助成金を受けた研究

※応募は一人又は一施設につき一研究とし、がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞への同時応募はできないものとする。

3 申請できる経費

研究活動に必要な旅費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費等（ただし、机、いす、コピー機、パソコン及びパソコン関連機器等当該研究終了後においても使用可能な設備・備品の経費は認めらない。）

また、旅費は研究と関連のある学会等以外のものは認めないものとし、旅費の上限は助成決定額の20%以内とする。

4 奨励賞助成金の額

1件につき、がん研究が上限額100万円、腎研究が上限額50万円とする。

5 奨励研究数

がん研究奨励賞は概ね3～5研究、腎研究奨励賞は概ね1～3研究とする。

6 応募方法

所定の申請書(別添)を使用し、所定の推薦書、実施計画書及び収支予算書を添付し、応募先に送付するものとし、推薦書の推薦者は、「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関連する施設の長又は個人とする。

7 応募・照会先

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課 担当：和久秀則
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12
Tel：078-579-0166 Fax：078-579-0600

8 応募受付期間 令和6年1月4日(木)～令和6年2月29日(木)

9 審査・選考

がん研究奨励賞、腎研究奨励賞ごとに、外部委員を含めた審査委員会において審査の上、奨励金贈呈者及び贈呈額を決定し、応募者に通知する。(令和6年5月中旬予定)

振込みは所定の手続きを経て6月末を目途に行う。

10 報告

(1) 「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けた者は、令和7年4月30日までに研究成果報告書(実績報告書)を理事長に提出しなければならない。なお、報告書の要旨を取りまとめて公表する予定としている。

(2) 上記(1)に添付する収支報告書には領収書を添付しなければならない。

- (3) 助成を受けた研究について、研究成果の発表を行った場合には、論文の別刷を提出しなければならない。
- (4) 研究成果を発表する場合には、兵庫県健康財団「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けたことを明示しなければならない。

11 個人情報の取扱いについて

当財団では、応募に伴って取得する個人情報について以下の通りに取り扱う。

・応募にともなって当財団が取得する個人情報は、審査・選考及び応募者への連絡に利用し、他の目的では利用いたしません。また、本人の同意なく、第三者への提供または委託することはありません。

・ご記入いただきました個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のお手続きは、下記の窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取扱いについての問い合わせ窓口】

公益財団法人兵庫県健康財団 総務部総務企画課

Tel : 078-579-1300 e-mail : somukikaku@kenkozaidan.or.jp

※募集への応募をもって上記事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

12 反社会的勢力からの応募について

反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人または団体、施設からの応募は受け付けない。

13 倫理委員会の承認について

応募者の所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究については、研究の開始にあたり承認を得るものとする。

(倫理委員会の承認が必要な場合は、奨励賞研究費の振込にあたり承認を得た旨の文書を提出するものとする)

14 その他

この助成事業は、研究される方々の計画的な研究や研究期間の確保などを考慮し、予算の正式決定前に募集するもので、令和6年3月中旬に開催予定の理事会の決議を条件とする。

15 施行期日

この要領は令和5年11月29日から施行する。

経費に関する細則

1 使用できる経費の具体例（すべて研究に関連するものという前提で）

- ・ 試薬、染色等
- ・ 実験用マウス購入費
- ・ 測定費用
- ・ 旅費・学会参加費、研究に必要な構成員等の先進事例施設等での研修費
（鉄道は普通車指定席、飛行機はエコノミークラス相当とする）
（助成決定額の20%を上限とする）

※旅費につきましては、当財団の意向により学会の参加等よりも研究そのものに多く活用していただきたいことから29年度より規制をかけさせていただいております。学会参加費等を計上する場合は助成決定額の20%を超える額については自己負担として計上してください。

- ・ 通信運搬費（検体の輸送費等）
- ・ 委託費（学会発表のための翻訳など）
- ・ 書籍購入費
- ・ 解析ソフト購入費
- ・ 消耗品類
- ・ 論文掲載料等

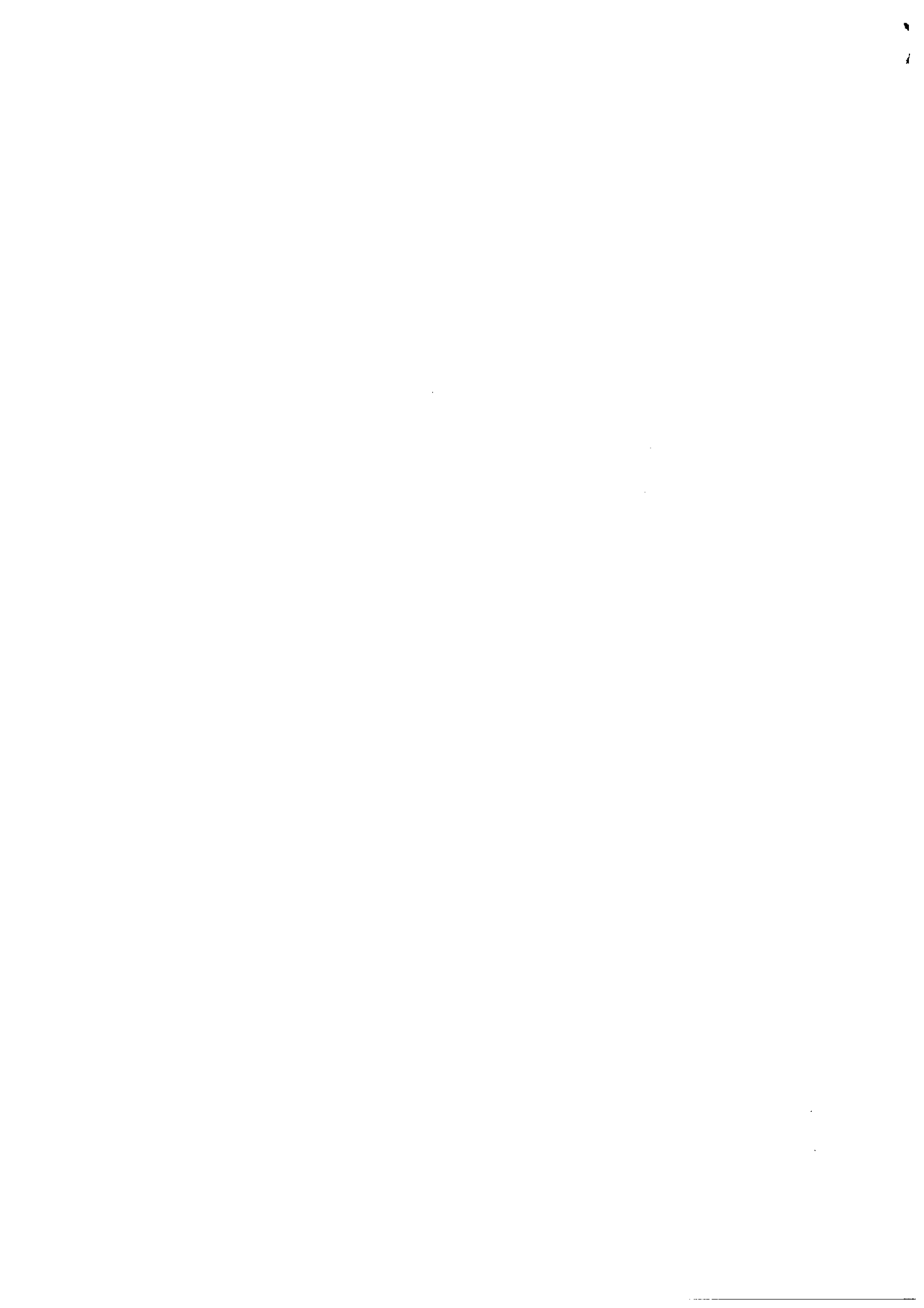
2 使用できない経費（研究に関係するものでも使えない経費）

- ・ いす、机
- ・ パソコン、タブレット、プリンター、複写機・複合機
- ・ 関連する学会であってもグリーン車、ビジネスクラス以上相当の旅費が含まれるものに充当する場合
宿泊費に関しては夕食朝食付以外の打ち上げ的な要素が含まれる領収書は無効とします

3 【重要】支出の証拠書類について

- ・ 他研究機関との重複請求は不可となっておりますのでご注意ください。
- ・ 応募要領で記載の通り、支出に対する証明書類は従来通り領収書を基本とします。ただし、大学等の機関で委任経理により経費処理をされる等の理由で、領収証の提出が難しい場合は「納品書（原本に限る）」に代えることができます。納品書は発注当初に当該研究用として切り分けていただく方が無難です。
- ・ 領収書が「他研究機関からの助成対象」や「その他経費」と合算されている場合は、当財団助成分の金額がわかるようにご提出ください。

当事業は県民の皆様からの寄附金が活用されている事業であり、当財団が行う公益事業として公正な支出記録が求められています。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



兵庫県健康財団がん研究奨励賞贈呈要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、がんの予防と診断・治療に関して専門的研究を行っている個人又は施設に助成奨励することにより、がん予防の進展に寄与することを目的とする。

(対 象)

第2条 兵庫県内において、がんの予防と診断治療に関し基礎、臨床及び公衆衛生、または看護・患者支援・緩和医療等に専門的研究に従事している研究者（医師、技師、看護師等）又は施設を助成奨励の対象とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 40歳以上の者
- (2) 大学・大学院の教授又はこれらに相当する職にある者
- (3) 他から助成金又は奨励金を受けている研究
- (4) 前年度に当奨励賞の助成金を受けた研究

(贈呈額)

第3条 第5条の定めにより、決定された被贈呈者の研究課題を勘案して贈呈金額を理事長が決定する。

(推 薦)

第4条 がんの予防と診断・治療等に関連する施設の長又は個人が次の事項を記載して推薦を行うものとする。

- (1) 推薦者の氏名、住所、職名
- (2) 推薦理由
- (3) 個人研究の場合は、個人の氏名、生年月日、所属、職名、及び住所、共同研究の場合は、共同研究主任の氏名、生年月日、所属、職名、及び住所並びに共同研究者の氏名、年齢、職名
- (4) 研究の題目
- (5) 研究の目的、研究の特異性又は新開拓面及び進捗状況
- (6) 研究者の主な実績（すでに発表した論文があればその論文名）

(審 査)

第5条 審査委員会の委員若干名を理事長が委嘱するものとする。

- 2 審査委員会においては、研究課題を、基礎、臨床及び公衆衛生の部門別に審議する。
- 3 理事長は、審査委員会の審議結果をもとに被贈呈者を決定する。

(報 告)

第6条 当助成奨励金を受けた者は、翌年の4月30日までに研究成果報告書(実績報告書)を理事長に提出しなければならない。

- 2 助成を受けた研究について論文発表を行った場合には、論文の別刷を理事長に提出しなければならない。
- 3 研究成果を発表する場合には、兵庫県健康財団がん研究奨励賞を受けたことを明示しなければならない。

附 則

1. この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。
2. 財団法人兵庫県対がん協会がん研究助成奨励金贈呈要綱（昭和49年4月1日実施）は廃止する。

附 則

1. この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱の一部改正は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

1. この要綱の一部改正は、平成23年1月1日から適用する。
ただし、既に贈呈を決定した研究は従前の規定を適用する。

附 則

1. この要綱の一部改正は、平成27年2月1日から適用する。
ただし、既に贈呈を決定した研究は従前の規定を適用する。